（ガス事業法施行規則の一部改正）

第二条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第百七十条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	**第百七十条**　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の四から第四十七条の九までの規定は、法第百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第四十七条の五第一項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の五第二項及び第四十七条の六 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の七 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の八第一項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の九第一項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の九第三項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の十 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の四第一項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の四第二項及び第四十七条の五 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の六 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の七第一項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の八第一項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の八第三項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の九 ［略］ ［略］ ［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（熱供給事業法施行規則の一部改正）

第三条　熱供給事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電気事業法施行規則の準用） **第十七条**　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（電気事業法施行規則の準用） **第十七条**　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の四から第四十七条の九までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第四十七条の五第一項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の五第二項及び第四十七条の六 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の七 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の八第一項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の九第一項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の九第三項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の十 ［略］ ［略］ ［略］	第四十七条の四第一項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の四第二項及び第四十七条の五 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の六 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の七第一項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の八第一項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の八第三項 ［略］ ［略］ ［略］ 第四十七条の九 ［略］ ［略］ ［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第四条　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。